

○津山圏域資源循環施設組合の財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例

平成21年10月9日
津山圏域資源循環施設組合条例第19号

(この条例の趣旨)

第1条 津山圏域資源循環施設組合の財産の交換・譲与・無償貸付等に関しては、この条例に定めるところによる。

(準用)

第2条 財産の交換・譲与・無償貸付等に関しては、津山市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例（昭和39年津山市条例第7号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。